

第1分科会

◆テーマ 地域経済の再生—地域産業の活性化と持続可能な循環型まちづくり

新型コロナウイルス感染症が世界中を覆い、日本国内もコロナ禍にさらされ、地域社会はこれまで以上に厳しい状況に追い込まれています。また、ロシアによるウクライナ侵攻もあり、平和維持に向けての世界協調の在り方はもちろんのこと、国際的な緊張の高まりからグローバルな物流は阻害され、エネルギー資源、食糧危機の問題なども浮上してきています。

岸田首相は、新しい資本主義を実現するための車の両輪として、成長戦略と分配戦略を挙げ、成長戦略の4つの柱の1つに「デジタル田園都市国家構想」を示しました。これは、地方活性化の一環で、地方からデジタルの実装を進め都市との差を縮めていくものであり、「5Gや半導体、データセンターなど、デジタルインフラの整備を進める」と話しました。政府が「地方創生」政策をかかげ7年余となりますが、状況が好転していないことは明らかです。ヒト・カネ・モノが一極に集中する新自由主義下では、地域産業等が活性化し、地域が豊かになることは困難であるということを明確に示唆しているのではないのでしょうか。

本分科会では地域の活性化、地域の実態と取組の共有、地域づくりの根本、自治体の果たすべき役割などについて議論し、持続可能な循環型のまちづくりについてみなさんと熟考していきたいと思えます。

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

分科会でははじめに、助言者である岡田知弘先生（京都橘大学教授・京都大学名誉教授）から、テーマに関わる情勢や、現在の地域と自治体の現状、地域を「活性化する」・「豊かにする」とはどういうことか、地域づくりの基本や展望などを講演いただき、住民自治の意義や地域活性化の方向性をつかみます。

続く要請レポートに、①市町村合併の総括と検証(愛媛県からの報告)、②京都府与謝野町の中小企業振興基本条例に基づく取組の報告を予定しており、地域が現状に至った経緯の振り返りや、キラリと光る地域の取組を紹介していただきます。

これらの要請レポートや持ち込みレポートから具体的な実践を学びつつ、各参加者が自身の住まう地域に引き寄せて学びを深め、次の実践につなげるため、以下のことを中心に討論します。

- ①地域を「活性化する」・「豊かにする」とはどういうことなのか
- ②地域の経済構造を知り、地域経済の循環を生み出すにはどうしたらよいか
- ③医療・福祉、自然環境、エネルギーなど様々な課題の解決と結びつけるには
- ④自治体の果たすべき役割とは何か
- ⑤地域住民が地域経済においても主権者となるための地方自治のあり方

◆助言者

- ・岡田 知弘さん（京都橘大学教授・京都大学名誉教授）

◆要請レポート報告者

- ・与謝野町中小企業振興基本条例施行10年の現在の状況と今後の展開について
井上 公章さん（京都府与謝野町商工振興課係長）
- ・平成の大合併は何をもたらしたのか —愛媛県久万高原町より—
森賀 俊二さん（自治労連愛媛県本部執行委員長）

第2分科会

◆テーマ 災害・気候危機と持続可能な地域・自治体

グテーレス国連事務総長は、2022年6月に開催された核兵器禁止条約の開会式にメッセージを寄せ、核戦争とともに気候危機を人類の存続に関わる脅威と警鐘をならしました。

本分科会では、頻発する自然災害の背景には気候危機があることから、第1部で自然災害を、第2部で気候危機をテーマとします。

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

第1部では、「災害に対する対応・対策の現状と課題を深める」ことを目的として、2018年7月の豪雨災害を取り上げ、犠牲者が最も多かった広島県と次に多かった岡山県それぞれの災害復興の現状と課題を報告していただきます。同じ豪雨災害でも、地形等の地理的条件の違いから、災害は異なる様相を呈します。2県を比較することによって、豪雨災害に対する教訓をより明確に浮かび上がらせることをねらっています。自然災害に対して、国が行うべき対策、都道府県が行うべき対策、市町村が行うべき対策、さらに小さな地域（小学校区や集落）や家庭、個人が行うべき対策がありますが、ややもすると「自己責任」が頻繁に叫ばれる昨今、被災が自己責任化されてしまう危険性があります。そこで国の災害対策はどうなっているのか、全国災対連の秋山正臣事務局長から報告していただき、国・自治体は何をなすべきか、学び、深めたいと考えています。

第2部では、「気候危機と持続可能な地域と自治体を考える」ことを目的として、シンポジウム形式で行います。コーディネーターに北海学園大学経済学部の上園昌武教授を迎え、報告者には、①気候危機に対する市民の取り組み：気候危機アクティビストの uka さん、②脱炭素に向けた自治体の取り組み：長野県飯田市ゼロカーボンシティ推進課地域エネルギー計画係長の小林晋さん、③気候危機の対策を地域活性化に活かす取り組み：小田原かなごてファーム代表の小山田大和さん、④福島県の震災復興の現状と課題（汚染水処理の問題含め）：福島県労働組合総連合議長の斎藤富春さんという、一市民から自治体職員、労働組合の役員まで多彩なメンバーに登場していただきます。分科会参加者も含めた議論により、気候危機に対して、地球に住む人類のひとりとしてそれぞれの立場で何ができるか、何をなすべきか、また、国・自治体は何をなすべきか、学び、深め、人類の未来を明るくするための確信を得たいと考えています。

【第1部：自然災害】

◆助言者 秋山 正臣さん（全国災対連事務局長）

◆要請レポート報告者

- ・岡山県の災害復興の現状と課題：花田 雅行さん（岡山県自治体問題研究所事務局長）
- ・広島県の災害復興の現状と課題：川后 和幸さん（広島県災対連）

【第2部：気候危機】 ミニシンポジウム

◆助言者 上園 昌武さん（北海学園大学教授）

◆持ち込みレポート報告者

- ・気候危機に対する市民の取り組み：気候危機アクティビストの uka さん
- ・脱炭素に向けた自治体の取り組み：長野県飯田市ゼロカーボンシティ推進課
地域エネルギー計画係長の小林晋さん
- ・気候危機の対策を地域活性化に活かす取り組み：小田原かなごてファーム代表の小山田大和さん

◆要請レポート報告者

- ・福島県の東日本大震災等からの復興の現状と課題
斎藤 富春さん（ふくしま復興共同センター代表委員・福島県労働組合総連合議長）

第3分科会

◆テーマ 誰もがふつうに暮らせる希望が持てる社会をつくるために

コロナ禍では、格差や貧困の実態が改めて浮き彫りになりました。失業や廃業に追い込まれ、今なお抜け出すことができない人が多くいます。加えて物価の高騰、特に光熱費や食料品など生活必需品の物価の高騰は、特に低所得世帯の家計を直撃し、健康や命に影響しかねない状況になっています。

飲食業、小売業、宿泊業など打撃を受けた多くのサービス産業は、主な担い手が女性や学生の非正規労働者であったこともあり、非正規労働者の不安定さ、女性の平均賃金の低さなどが改めて浮き彫りになりました。シフト制の労働者や請負、フリーランスなど雇用されない労働者が増え、賃金の保障や必要な給付が受けられない実態も明らかになりました。

生活保護に関しては、2013年に安倍政権の下で、保護基準の引き下げ、申請手続き厳格化などの法「改正」が行われ、不正受給、不適正受給対策強化が進められてきました。

自治体では、効率や経費の削減を優先する行政が進められてきました。資産調査や課税調査と収入申告額との照合、債権（返還金や徴収金）の回収などが積極的に進められ、業務の委託や職員の非正規化も進んでいます。

貧困の分野では、生活保護基準の引き下げを撤回させる「いのちのとりで裁判」に全国で1000人を超える原告が訴訟に参加し、「いのちのとりで裁判全国アクション」が結成され、支援の運動が広がっています。2022年6月現在、3つの地方裁判所で勝訴しています。

労働の分野では、最低賃金をめぐっては、全労連を中心に行ってきた生計費調査が原動力となり、全国加重平均では2021年度には930円と、10年間で193円の引き上げを勝ち取ってきました。自治体でも、住民の運動によって独自の制度がつくられ、公契約条例が制定されるなどの動きがあります。コロナ禍を通して、効率性よりも「いのちと暮らしを守る」ことを行政に求める世論が大きくなり、変化を生んでいます。

こうした情勢と運動の到達を踏まえたうえで、「誰もがふつうに暮らせる希望が持てる社会をつくるために」どういったことが求められているのか等々について考えます。

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

新型コロナ危機で、格差や貧困の実態が鮮明になっています。「自助」は限界です。社会を変えるためには何が必要か、自治体の役割は何か、助言者からの提起、3本の要請レポート報告を受けて、様々な分野の運動を交流して互いに考え合います。

◆助言者

- ・桜井 啓太さん（立命館大学産業社会学部准教授）
- ・衛藤浩司氏（前全労連最低賃金運動・地域経済局長）

◆要請レポート報告者

- ・最賃で働く人々の実態と出版労連のとりくみ
住田 治人さん（日本出版労働組合連合会中央執行委員）
- ・コロナ禍で浮き彫りになったシフト制労働者の補償なし休業と、休業支援金適応拡大への活動、シフト制労働者保護を求める運動
増田 麻衣子さん（首都圏青年ユニオン執行委員）
- ・東京における最低賃金の状況と生計費原則に基づく規制の必要性について
白滝 誠さん（東京地方労働組合評議会副議長）
- ・虐待等を原因とした生活困窮により自立援助ホームに入所することとなった大学生への支援制度を実現するまで
新井香奈さん（特例認定NPO法人子ども支援センターつなぐ）

第4分科会

◆テーマ 高齢者と障害者を守る社会保障を求めて

2021年7月に公表された「令和3年版厚生労働白書」のサブタイトルは、『新型コロナウイルス感染症と社会保障』でした。感染拡大を社会的危機と捉え、果たすべき社会保障の役割と、感染症対応の中で明らかになった課題を整理しています。

2013年の社会保障制度改革推進法成立以降、政府は頑なに「我が国の社会保障の原則は自助・共助・公助の順」と言い続け、一億総活躍社会から地域共生社会の実現、そして全世代型社会保障制度改革と耳障りのいいキーワードで、社会保障費の抑制を進めてきました。医療制度も含め、社会保障・社会福祉に対する公的責任が後退しつづけていたところを襲ったのが新型コロナウイルス感染症（以下「Covid-19」という）です。

Covid-19のパンデミックに対して、自助・共助がまるで機能せず、感染拡大初期は個々の行動制限と感染防止策に頼るのみ。その後の医療体制の逼迫、社会経済の停滞による生活困窮、衛生物品入手困難、ワクチン接種をめぐる混乱・・・アベノマスクの配布はさておき、こうした課題に対応したのはすべて「公助」であり、危機的状況下とはいえ、凶らずも国の責任による社会保障の重要性が再認識されることになりました。

そうした社会保障の実務を担う自治体は、業務の外部化と職員削減により脆弱な体制になっていました。感染症対策の最前線である保健所職員に過度な負担がかかる一方、給付金・ワクチン接種のための体制も作らなければいけないのに、応援体制を組もうにも、どの職場も限界を超える人員削減で余裕はなく、多くの応援職員は本来業務と兼務により疲弊しています。

いまま変異を続けているウイルスとの闘いは、長期化し、先が見通せない状況です。

アフターコロナとか、ウィズコロナなどと云われるこれからの時代、社会保障はどうあるべきか、自治体で働く公務公共労働者という立場から考えます。

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

Covid-19の流行は、この国の社会保障の脆弱さを浮き彫りにしました。高齢者や障害者の暮らしへの影響をリレートークで明らかにし、社会保障制度としてあるべき姿を考え合いたいと思います。

◆助言者

- ・河合 克義さん（明治学院大学名誉教授）

◆要請レポート報告者

- ・コロナ禍の困窮事例調査から見えた高齢者の生活状況
山本 淑子さん（全日本民主医療機関連合会事務局次長）
- ・介護保険優先原則をめぐる浅田訴訟から天海訴訟の動きについて（仮）
山崎 光弘さん（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会）
- ・養護老人施設の役割と現状について
田中 秀樹さん（鳥取県厚生事業団職員労働組合）
- ・フランスの社会保障における公的責任について
安發 明子さん（社会保障・社会福祉研究者・フランス在住）

第5分科会

◆テーマ 新型コロナで考える地域医療と公衆衛生のゆくえ

新型コロナウイルス（以下「コロナ」）の感染拡大が国内で始まって二年半以上にわたり、未だ終息の見通しも立たず、人々は、かつてない危機にさらされています。

自公政権は、感染拡大収束よりも経済活動を優先したため、この1年で第5波と第6波という深刻な感染拡大を引き起こし、ついには「医療崩壊」の事態が現実となり、適切な医療を受けられないままに「救える命が救えない」という状況となってしまいました。

コロナ感染拡大により、「医療崩壊」が現実化した背景には、医療費抑制政策を続けてきた歴代政権の医療政策があります。国は効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医師・看護師をはじめとする医療従事者の抑制政策、そして感染症対策の要となる保健所や感染症病床を減らしてきた日本の医療・社会保障の政策が、医療現場・保健所に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしています。

また公衆衛生をめぐるっては、保健所を減らして公衆衛生行政を縮小したことにより公衆衛生を担う保健所が機能しなくなり、感染拡大が防げず住民のいのちが危険にさらされることになりました。保健所数も人員も減らされた体制でのコロナ対応は、住民のいのちにかかわる待ったなしの対応に追われる保健所職員にさらなる長時間過密労働を強いて、さらには病床や宿泊施設がひっ迫してコロナ感染者の入院・入所調整もできず、「誰を先に入院させるか」という「いのちの選択（トリアージ）」を毎日のように迫られました。

しかし政府は、コロナ感染症拡大時でも地域医療構想や公立・公的病院の再編・統合などの政策方針を変更しておらず、病床機能の再編を進めています。地域医療の中核を担う公立病院がなくなれば、高齢者や病人がそこに住み続けられなくなります。

こうした現状を踏まえ、医療崩壊の主因である公的医療費抑制策の転換、並びに保健所をはじめとする公衆衛生機能強化の対策に向けて必要なことは何か、さらには、公的な医療・公衆衛生行政の役割等々について考えます。

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

各地の運動・経験を交流し、「新型コロナで考える地域医療と公衆衛生のゆくえ」について考えます。そして、人々の命と健康、暮らしが何よりも大事にされる社会へと大きく転換し、生存権、健康権が保障され、実感できる社会づくりをめざして、この間の全国の取り組みを交流し、学び合いたいと思います。

◆助言者

・長友 薫輝さん（佛教大学准教授）

◆要請レポート報告者

・この間の地域医療体制とコロナ禍での地域医療の現状
有田 嘉代さん（高知自治労連医療部）

第6分科会

◆テーマ 公共施設の再編と子どもの権利・学ぶ権利

子どもが人間らしく生き、豊かに学ぶことが、安倍政権を引き継ぐ岸田政権下で、新自由主義的な政策によってより脅かされています。また、コロナ禍の中で拡大する「貧困と格差」は深刻な課題になっています。広島の子童保育連絡協議会が行っている食糧支援では「明日、食べるお米もないので今すぐにでもお米が欲しい」と連絡があるなど危機的な状況です。学校教育現場では教員の長時間労働等で「ブラック職場」と言われ教員の欠員状態がより進んでいます。学童保育現場などにおいては指定管理者制度・民間委託などの導入により、それまで長年にわたって公設公営として蓄積してきた指導員の専門性、保育実践をこわす自治体がひろがってきています。

「公務の産業化」、学校や公民館、図書館、美術館などの教育・社旗教育施設の再編計画が、ていねいな市民議論を抜きに強引にすすめられる事で、子どもの権利・市民の学ぶ権利が脅かされています。

また、指定管理制度、会計年度任用職員制度で子どもの権利を支援していく職員の労働条件が切り下げられ、その身分が不安定化される事態がすすんでいます。定数削減、非正規化された職場においても、求められる仕事が減るわけでもなく、多くの職場では多忙が蔓延してきています。その多忙に欠員状況が進み、コロナ禍の中で感染拡大予防対策の仕事も増え、ますます職員を疲弊させています。

こうした情勢を踏まえ、「公共施設等総合管理計画」で小中学校の統廃合、公共施設の廃止・集約化・複合化、民営化などが進む中で子どもの権利・学ぶ権利が脅かされています。

子どもが人間らしく生き、学ぶことを支える実践を持ち寄り学びあいます。

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

子どもの生存権、学習権の実現を支える地方自治のあり方を公共施設の廃止・集約化・複合化、民営化を通してさぐることが、第6分科会の課題と言いかえることもできます。

助言者である山本由美さん（和光大学）から公共施設の再編状況・問題点を学び、要請レポート4本を軸に、分科会参加者からの発言で議論を深めていきます。公共施設の再編に対抗する、子どもの権利・学ぶ権利実現のための政策を、地域からつくっていく実践と理論について学びあいます。

◆助言者

- ・山本 由美さん（和光大学教授）

◆要請レポート報告者

- ・練馬美術館大規模改築計画問題と公共教育施設の在り方、住民の権利
眞嶋 康夫さん（練馬区立美術館を考える会事務局）
- ・新型コロナウイルス感染症と学童保育
高宮 健太さん（大阪自治労連指導員連絡会事務局長）
- ・春日部市の学童保育で今起きていること～行政の責任放棄を糾弾する訴訟について
土井 幹夫さん（春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会）
- ・学校給食センター化と自校給食
平野 あゆみさん（広島市職員労働組合学校調理員協議会議長）

第7分科会

◆テーマ 保育はどうなる？ 私たちはどうする？

子どもにも保護者にも、そして保育現場にも、コロナ危機の影響はさまざまな形で表れ、現在も続いています。地域の人たちとの交流はもちろん、他クラスの子どもの交流も制限され、行事はことごとく中止・縮小となり、プールにすら入れないところもあります。保護者と保育者の日常的な交流は激減し、保護者同士のつながりも希薄になっています。保育労働者は、清掃や消毒作業に追われ、陽性者や濃厚接触者が出れば詳細な行動記録の提出が求められ、自らが陽性者や濃厚接触者になる事態も広がり、どの保育施設も綱渡りの運営が余儀なくされました。その背景には低すぎる職員配置基準を改めようともせず、「開所が基本」という原則を維持し、判断は自治体に丸投げした政府・厚生労働省の姿勢があります。

厚生労働省がコロナ対策を自治体に丸投げにした対応とは対照的に、文部科学省は、保育内容、特に5歳児期の保育内容への介入を強化しています。大宮勇雄福島大学名誉教授は、「文科省が思い描く『小学校の前段階としての教育』を全国の園や学校にいかに実践させるかという『管理方法』だけなのである」と問題を指摘していますが、国家に都合のよい人材を育成するためのカリキュラムが浸透し、保育現場が縛られてしまう危険性があります。

そんな中で、2023年4月にこども家庭庁が発足します。こども家庭庁の財源はいまだに不透明であること、内閣府の権限が強化されることによる国の保育内容へのさらなる介入が危惧されること、保育所と認定こども園が同じ省庁に置かれることで、保育所の認定こども園化が進み、自治体の役割が利用調整に偏って、保育所を規定する児童福祉法24条第1項の市町村保育実施義務の形骸化を招く恐れもあるなど問題は山積です。

同時に保育事業への企業参入、公立保育所の民営化を推進する動きも強まっています。保育が福祉の一環であること、保育の実施に関する責任は国や自治体にあること、保育内容は、目の前の子どもの状況、地域の実情に即し、現場が創造するべきものであること、それらを国にも自治体にも再確認させなければなりません。世界的にみても低すぎる最低基準、少なすぎる給与、厳しすぎる労働条件を改善させなければなりません。そのために、今、私たちには何ができるのか、何をすべきなのかを考えます。

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

「保育はどうなる？ 保育制度の抜本改善実現を」と題して、助言者である大宮勇雄さん（福島大学名誉教授）からお話していただき、保育内容、保育制度の問題点などについて学びます。そして、3本の要請レポート報告を受けて、全国の運動を交流し、互いに学びを深め合いたいと思います。

◆助言者

- ・大宮 勇雄さん（福島大学名誉教授）

◆要請レポート報告者

- ・「子どもたちにもう1人保育士を！」実行委員会への取り組みについて
小俣 徹哉さん（名古屋・けやきの木保育園保護者）
- ・「子どもたちにもう1人保育士を！」アンケート分析結果と提言について
田境 敦さん（名古屋市職員労働組合福祉支部保育園部会執行委員）
- ・東京における保育財政プロジェクトの取り組みについて
塚田 純さん（東京自治労連保育部会事務局長）

第8分科会

◆テーマ わがまちの未来を守る住民自治、住民参加

住民の暮らし、まちの未来を決定的に左右する大問題に、地域住民はどう立ち向かうのか？自治体労働者・労働組合はどんな役割を果たすのか？自治体労働者・労働組合はどんな役割を果たすのか？『わがまちの未来を守る』住民主体の運動や取り組みを学び、交流します。

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

- (1) 横浜市でのカジノ誘致反対運動や大阪市廃止反対の住民投票の結果に見られるように、従来の保守や革新の枠を超えて幅広い住民が「考え、行動する」時、そして住民と自治体労働組合が共同する時、大きな力が生まれ、住民自治を発揮するのではないのでしょうか？
- (2) 国策であるリニア新幹線の建設強行に反対する住民運動などでは、防災や自然環境問題をはじめ、専門知識を必要とする住民学習運動などが求められると思いますが、どのような工夫が必要なのでしょうか？また、自治体労働組合の果たすべき役割はどのようなことでしょうか？
- (3) 地域の身近な要求をめぐり、各地で住民運動が起こっています。その際に、まずは行政や議会の状況を「主人公」である住民にいち早く報せることや住民の連携を広げることが重要と思いますが、どのようにして取り組んでおられるのでしょうか？
- (4) ことの大小を問わず、地域住民が主体的にわがまちのことを考え、守るための運動や決定に参画することが重要です。合わせて地域住民の取組みや運動と自治体労働者・労働組合との日常的な交流、つながりも必要だと思いますが、それはどのように形成されているのでしょうか？
- (5) 住民運動がねばり強く継続され、勝利するためには、感情論だけではなく、多面的に冷静に評価・検証する理論的な学習の力が重要ではないのでしょうか？とりわけ昨今の「地方財政危機論」を乗り越える学習が力を発揮するのではないのでしょうか？また、住民が主体的に地方自治、基本的人権、民主主義を守り発展させる運動をすすめるためには、民主的な自治体労働者・労働組合の役割が極めて重要ではないのでしょうか？

◆助言者

- ・森 裕之さん（立命館大学教授）

◆要請レポート報告者

- ・リニアから水環境を守る
林 克さん（リニア新幹線を考える静岡県民ネットワーク共同代表）
- ・市民と野党の共同の運動が切り開いた新しい横浜市政
安部 剛さん（横浜市従業員労働組合中央執行委員）
- ・大阪「都構想」の住民投票について
福井 朗さん（大阪市をよくする会事務局長）
- ・宇和島市立吉田病院における医師不足問題と地域医療を守る住民共同の運動
若藤 美鈴さん（津島吉田病院局労働組合元執行委員長）

第9分科会

◆テーマ 軍事力で平和は実現できるの？—憲法9条から考える「平和の仕組み」

ロシアのウクライナ侵略を受け、日本国憲法第9条の改正や、有事の際に政府権限を強化する緊急事態条項新設などの議論が衆院憲法審査会で活発化しています。NHKの世論調査（5月10日）では、憲法を改正して緊急事態条項を設けることについて「賛成」と「反対」がいずれも40%でした。朝日新聞の世論調査（5月14日）では、いまの憲法を「変える必要がある」と答えた人は56%（昨年調査で45%）で、「変える必要はない」37%（同44%）を上回りました。

岸田政権は5月7日に閣議決定した「骨太の方針」で、「防衛力を5年以内に抜本的に強化する」という文言を盛り込みました。また「北大西洋条約機構（NATO）が軍事費を対国内総生産（GDP）で「2%以上」を目標にしているとの記述を本文に書き込みました。岸田首相は9条改正に意欲的で、軍事力増強と改憲の動きが、かつてなく強まっています。

憲法と政治は、私たちの生活や仕事に直結しています。自治体労働者は、憲法の尊重・擁護義務があり、国民全体への奉仕を職務としています。憲法が変えられることになれば、働き方が変貌する恐れがあります。また、改憲勢力が進める軍事費をGDP比2%にすれば、軍事費は現在の5.6兆円から約10兆円になります。政府は、財源を明らかにしていませんが、消費税を財源とするなら、12%に引き上げることになります。

憲法9条の「戦争放棄」と「戦力の不保持」の土台があるからこそ、いのちと暮らしを守り、福祉の増進を実現できます。憲法を守って、私たちの働き方と福祉を守るか、戦争の道へ進むか、分かれ目に來ています。

「戦争は反対だが、ロシアが攻めてきたらどうする？」「憲法で平和は実現できるの？」—憲法宣伝を行うと、このような声を対話の中で聞きます。ロシアのウクライナへの侵略戦争によって、反戦の声の高まりと同時に、安全が脅かされる不安から、憲法改正を求める世論が高まっています。

自治体の職場でも「ウクライナへの募金を職場で訴えたら係長しか協力してくれない」、「組合ニュースへの政治や憲法の記事掲載はタブーになっている」などの現状があります。

このような背景や原因を考える機会や余裕さえが奪われています。仕事と生活を大事に働き続けることができる、いのちと暮らしが大切にされる、一人ひとりの人権が守られる社会のために、憲法や政治を身近なものとしてとらえる必要があるのではないのでしょうか？

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

こんな時だからこそ、立ち止まって、もう一度憲法について考える機会や場をつくることが求められています。憲法について気軽に学びあい、自分たちの言葉で語りあえる場をつくる必要があります。

「憲法は守りたい」、しかし、「どうして憲法9条を変えてはいけないのか」と問われたとき、自分のことばで伝えることができるようになりたいものです。

本分科会は、憲法改正が狙われるなかで、平和をつくるためには、どうしたらよいか、各地の「憲法カフェ」で講演する弁護士の太田伊早子さんを招き、参加する皆さんと一緒に考えます。

◆助言者

- ・太田 伊早子さん（横浜法律事務所 弁護士）

◆要請レポート報告者

- ・くらし・人権・平和、「憲法守れ」の大波を起こす”憲法と選挙タイム
坂田 綾子さん（新日本婦人の会神奈川県本部副会長）
- ・ウクライナへの平和的・人道的支援と、憲法キャラバンの取り組み
菊池 仁さん（静岡自治労連執行委員長）

10分科会

◆テーマ 「デジタル化、産業化」は自治体に何をもたらすか？

新型コロナウイルス感染症により、公共サービスの縮小や民営化が進められてきた政府の失策が明るみに出されました。一方、公共サービス民営化の手本としてきたイギリスなど欧州は、労働組合などの運動で、公共サービスを再公営化する新しい動きがあります。

日本での公共サービスの民営化はどのように進んできたのか、そして、現状はどうであり、今後の方向性はどうかあるべきなのでしょう。

分科会では、要請レポートとして事例にあげさせていただいた「大阪・吹田市における市民課業務委託を断念させる取り組み」について、市民や民主団体への情報共有と吹田市へ要請など、労働組合と市民の共闘した運動など、教訓として学び、これからの運動を考えていきたいと思えます。

一方、デジタル技術は、「住民福祉の向上」と「職員の労働条件改善」に結びつくことで、積極面があると思えます。しかし、実際にデジタル化が、行政の円滑化・簡易化が図られ、住民の選択肢を増やし、住民福祉の向上となっているのでしょうか。

コロナ禍での多くの給付金制度が、原則デジタル申請のもと、支援が受けられない事業者が多数生まれました。自治体が、デジタル化を口実に窓口を減らし派遣職員の対応であったり、紙の手続きを取りやめ対面サービスを後退させるなど、行政の公平性が担保できない事例が相次いでいます。

また、個人情報の漏洩や国民監視社会への危惧、セキュリティの万全性が担保できないなどの危険性や欠陥が内在しています。大企業へのサイバー攻撃が頻繁に繰り返され、その影響は日常生活にも及んでいます。

自治体へのデジタル技術の導入については、住民サービスの向上や職員の労働条件の向上に向けて、労使協議・交渉事項として労使合意のもとで取り扱うべきです。

「デジタル化、産業化」は自治体に何をもたらすのか？学習と各地の現状報告、運動の課題を探ります。

◆分科会の持ち方や学び合いたいこと

新型コロナ危機や災害で自治行政の役割が問われる中、実際に、自治体の産業化やデジタル化が、各自自治体の中で、どのように進んでいるか、現状と運動をレポートしてもらい、助言者の専門的な意見をいただきながら、議論していきたいと思えます。

◆助言者

- ・本多 滝夫さん（龍谷大学教授）
- ・尾林 芳匡さん（八王子合同法律事務所 弁護士）

◆要請レポート報告者

- ・大阪・吹田市における市民課業務委託を断念させた取り組み
古東 和志さん（吹田市職員労働組合 本庁関係支部書記長）
- ・税務システム等標準化の動きについて
浜 伸和さん（足立区職員労働組合副執行委員長）
- ・北九州市の市役所DX—内容と今後の課題
三浦 真也さん（自治労連北九州市職員労働組合）